

定時決定に影響か

3ヵ月清算のフレックス

問

4月から清算期間が3ヵ月のフレックスタイム制を導入します。報酬関係に変更はなく、月末締め翌月10日払いのまま、手当の創設などありません。4～6月の残業代（4、5月は月50時間を超える分除く）を清算期間後の7月10日に支払うこととなりますが、標準報酬月額の設定時に影響はありますか。

通常どおり4月～6月で

答

定時決定は、6月入社などを除き、7月1日現在で在籍している労働者を対象として、4～6月に支払われた報酬をベースに標準報酬月額の等級を改定する仕組みです（健保法41条）。改定後の等級は、随時改定などがない限り、9月～翌年8月まで適用されます。ご質問のケースでは、原則、通常どおり、4～6月の報酬で定時決定を行います（日本年金機構）。貴社の報酬支払い日などでは、現実に4～6月に受けた報酬が基礎となります。よって、4～6月の残業代を含んだ支払い日が7月10日の報酬は、7月の報酬にカウントされます。また、実際に7月に残業代が支払われても、非固定的賃金に該当し、随時改定の対象などにもならないと考えられます。